被用者保険の適用拡大に伴う障害者・長期加入者特例に 該当する老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置

経過措置の内容

老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者※1または長期加入者※2の特例対象者が厚生年金保険の被保険者になると、年金の定額部分(加給年金額が加算されているときは加給年金額も含みます。)が全額支給停止となります。

- ※1 障害の状態(障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度)にある方
- ※2 厚生年金保険の被保険者期間が44年(共済組合等の期間は含みません)以上ある方

被用者保険の適用拡大(令和4年10月1日施行)によって厚生年金保険の被保険者となった方が、次の条件のいずれにも該当する場合は、「**障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます**。

経過措置の対象となる条件

- 令和4年9月30日以前から障害者・長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金を受給している方。
- 令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に使用されており、次の(ア)から(ウ)のいずれかの理由により、令和4年10月1日(施行日)に厚生年金保険に加入された方。

(ア) 士業の適用業種追加による資格取得

常時5人以上の従業員を雇用している士業の個人事業所は、令和4年10月から健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所となります。この士業が適用業種へ追加されたことによって、厚生年金保険に加入された方が対象となります。

く適用の対象となる十業>

弁護士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、公証人、司法書士、土地家屋調査士、 行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、弁理士

(イ) 特定適用事業所の企業規模要件の見直しによる資格取得

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。令和4年10月から特定適用事業所の要件が見直されたことによって、厚生年金保険に加入された短時間労働者の方が対象となります。

<特定適用事業所の要件>

変更前:短時間労働者を除く被保険者の総数が、常時500人を超える事業所変更後:短時間労働者を除く被保険者の総数が、常時100人を超える事業所

(ウ) 短時間労働者の勤務期間要件の撤廃による資格取得

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は、一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。令和4年10月から短時間労働者の勤務期間の要件が撤廃されたことによって、厚生年金保険に加入された短時間労働者の方が対象となります。

<短時間労働者の勤務期間の要件>

変更前:雇用期間が1年以上見込まれること

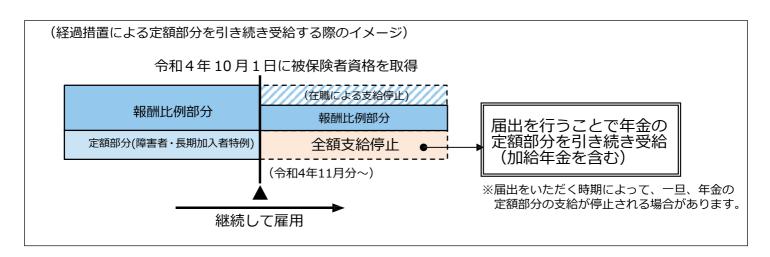
変更後:雇用期間が2カ月を超えると見込まれること(当初の雇用期間を超えて雇用される場合を含む)



経過措置による年金の支給

経過措置の対象となる場合、お客様から「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」をご提出いただくことで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

なお、厚生年金保険の被保険者となることから、年金の報酬比例部分の一部または全部が支給停止される場合があります。(在職老齢年金)



経過措置に関する事務手続き

「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」に必要な事項を記入のうえ、最寄りの年金事務所へご提出ください。(令和4年10月1日以降)

令和4年9月30日以前から引き続いて、同一の事業所に勤務していることの証明があわせて必要となります。

	: () 個人委号(または基金年) 養子(および年金コード)	金 恒人委号(はたは基礎年金委号) 年金コード
	学生生月日	·
	近 受診権者の反名	
300	 会验福石の住所 	Ŧ -
81 在 1 記入 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		:@M.63+ — —
	万事義所に該当した。 会社4年9月20日 息前 有しかかる原生体主義 本れることが対象がより 上記の受修権者について、4 とを証明します。 会社 月 ト	総裁数等の等。しいののは当一の人が上さい場所を必要を向き付きが、 を力につかがあるとしてもの様とつなった。 いっからなおき、なを基金に当場しており、今日4年にリココン医用の はのなる最高からが登場では、ままして乗りましたという。 ととしてより、前とて時間が連合として単環をとなった。 合名4年9月30日以下から引きがき当事業所において動発している。 場所を用る。
至	2	季 产的表
PH - N	ļ <u>.</u>	≢ = ₽,
88		MAG (I V ())

<記入内容>

〔受給権者記入欄〕

- ①個人番号(または基礎年金番号)および年金コード
- ②生年月日
- ③受給権者の氏名
- ④受給権者の住所
- ⑤被保険者となった理由(該当する理由に〇印を記入)

〔事業主証明欄〕

令和4年9月30日以前から引き続き勤務していることについての事業主の証明(押印不要)

※引き続き勤務していることを明らかにすることができる書類(給与明細、雇用契約書等)の写しの添付により代替していただけます。



適用拡大に伴う障害者・長期加入者特例に該当する 老齢厚生年金受給者の経過措置にかかるO&A

Q1 経過措置について、手続きはどのように行えばいいですか?

A 1

経過措置の対象となるご本人が、手続きを行う必要があります。

「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」に必要事項を記入のうえ、最寄りの年金事務所にご提出ください。(令和4年10月1日以降)届出様式は、経過措置の対象となる可能性のある方に令和4年11月下旬から送付しますが、年金事務所または日本年金機構ホームページからも事前に入手していただくことができます。

<記入内容について>

「受給権者記入欄」は、個人番号、氏名、住所など、お客様自身に関する事項を記入してください。あわせて、令和4年10月1日に厚生年金保険の被保険者となった理由に該当する事項を記入してください。

「事業主証明欄」は、お客様が令和4年9月30日以前から同じ事業所で勤務されていることの証明として、事業主による記名が必要となります。お勤め先の担当者にご相談ください。なお、引き続き勤務していることを明らかにすることができる書類(給与明細、雇用契約書等)の写しを添付することで、事業主の証明に代替していただくこともできます。

Q2 経過措置についての手続きをしないと、年金の支給はどのようになりますか?

A 2

令和4年11月分から年金の定額部分(加給年金額が加算されているときは加給年金額も含む。)が支給停止となります。

経過措置の対象となるご本人から「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」をご提出いただくことで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

なお、ご提出いただく時期が遅くなると、時効(5年)によりお支払いできなくなる場合がありますので、すみやかに「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」のご提出をお願いします。

◎ご不明な点は、最寄りの年金事務所までお問い合せください。 年金事務所の連絡先は、日本年金機構ホームページから確認できます。



障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届

特別支給の老齢厚生年金等の受給権者であって障害者特例や長期加入者特例に該当している方が、以下の ⑤欄のアからウのいずれかに該当し、厚生年金保険の被保険者資格を取得することにより年金が在職支給停止となった場合に、当該在職支給停止の一部を解除するときの届

	(1) /E		個人番号(または基礎年金番号) 年金コード								金コード
受給		人番号(または基礎年金 号)および年金コード									
	② 生	年 月 日			昭和		年	月		日	
	③ 受	給権者の氏名	(フリガナ) (氏)					(名)			
	④ 受	給権者の住所	₹		-						
権者記入			(電話番	号)		_		_	_		
記入	⑤ 被	は保険者となった理由 :	※アから	ウの	うち該当	する	ものに(Dを付け	てくださ	い。	
欄	7	令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に勤務しており、令和4年10月1日に厚生年金保険の適用業種に士業が追加されたことにより、新たに被保険者となった。									
		令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に勤務しており、令和4年10月1日に厚生年金保 険の適用事業所の企業規模要件の見直し(500人超→100人超)により勤務先の事業所が特定適 用事業所に該当したため、新たに短時間労働者として被保険者となった。									
	(ウ)	令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に勤務しており、令和4年10月1日に短時間労働者にかかる厚生年金保険の適用要件から勤務期間要件(継続して1年以上使用されることが見るまれること)が撤廃されたことにより、新たに短時間労働者として被保険者となった。									

	上記のとを証明			ついて	、令和4年9	月30日	以前か	ら引き続る	き当事業所にお	いて勤務してし	いるこ
事業主証明欄	令和	年	月	日	事業所所在地	l.					
					事業所名称						_
					事業主名						
					電話番号	() – () — ()	_



障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届

「特別支給の老齢厚生年金等の受給権者であって障害者特例や長期加入者特例に該当している方が、以下の ⑤欄のアからウのいずれかに該当し、厚生年金保険の被保険者資格を取得することにより年金が在職支給停 止となった場合に、当該在職支給停止の一部を解除するときの届

		人番号(または基礎年金 号)および年金コード	個人番号(または基礎年 X X X X X X X X X X X	金番号) 年金コード X X X X X X X X						
受給先	② 生	年 月 日	昭和 XX 年	XX 月 XX 日						
	③ 受	給権者の氏名	(フリガナ) ネンキン (氏) 年金	ハナコ (名) 花子						
	④ 受	給権者の住所	〒 168 - 0071 杉並已高井戸西3-5-24							
権者記入			(電話番号) XX — XXXX — XXXX							
	⑤ 初	は保険者となった理由 🤅	※アからウのうち該当するものに(Oを付けてください。						
欄	令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に勤務しており、令和4年10月1日に厚生年: 除の適用業種に士業が追加されたことにより、新たに被保険者となった。									
	\bigcirc	令和4年9月30日以前から引き続き同一の事業所に勤務しており、令和4年10月1日に厚生年金保 (大学なののでは、100人を表現では、100人を表現である。 では、100人を表現である。 「中では、100人を表現である。」では、100人を表現である。 「中では、100人を表現である。」では、100人を表現である。 「中では、100人を表現である。」では、100人を表現である。								
	(p)	者にかかる厚生年金保険	ら引き続き同一の事業所に勤務してお きの適用要件から勤務期間要件(継続 ことにより、新たに短時間労働者とし	売して1年以上使用されることが見込						

	上記のとを証明			ついて	、令和4年9	月30日以	以前から引き続き	き当事業所におし	いて勤務している	5 こ
事業主証明欄	令和	年	月	日						
					事業所所在均	也				
					事業所名称					
					事業主名					_
					電話番号	() — () — ()	•
		_								_

事業主証明欄に、令和4年9月30日以前から引き続き勤務していることについての事業主の証明(押印不要)を受けてご提出ください。

※継続して勤務していることが分かる書類(給与明細、雇用契約書等)の写しの添付により、事業主の証明に代替していただくことができます。

個人番号を記入した場合は、ご提出の際にマイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

①マイナンバーが確認できる書類:個人番号の表示がある住民票の写し、

通知カード(氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る)

②身元(実存)確認書類:運転免許証、パスポート、在留カードなど

郵送でご提出される場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。